

写

別紙様式第1号（第3関係）

令和3年 2月 8日

奈良市議会議長 三浦 敦次 様

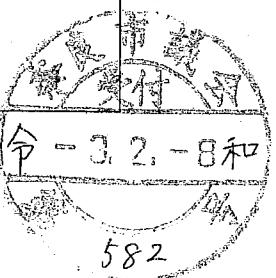
質問者 三橋 和史



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について 1、流域下水道維持管理負担金について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>奈良市域の下水道終末処理場は、奈良市が単独で整備するものと、奈良県が整備して他13市町分を含めて処理する浄化センター（以下「第一浄化センター」という。）がある。第一浄化センターにおける処理分については、奈良市ではなく奈良県の施設なので、奈良市は奈良県に対して、流域下水道維持管理負担金として対価を支払っている。他方で、奈良市域の下水道は、第二浄化センター、宇陀川浄化センター及び吉野川浄化センターを終末処理場として利用していない。</p> <p>しかし、奈良市は、第一浄化センターの維持管理費だけでなく、第二浄化センター、宇陀川浄化センター及び吉野川浄化センターの維持管理費も含めて計算した負担額を奈良県に支払っており、第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合と比較したその超過額（以下「過払額」という。）は平成30年度分だけでも約6億円にも上っている。このような見方から、流域下水道維持管理負担金については、平成29年度奈良市公営企業会計決算審査意見書において監査委員の意見が付され、平成30年9月定例市議会において奈良県知事宛て「流域下水道維持管理等市町村負担金の単価引き下げを求める意見書」が全会一致で採択されるなどの経緯があり、市長及び企業局長においては奈良市の負担軽減に向けて取り組むべきことが求められている。</p> <p>以上の経緯から、市長部局総務部財政課及び企業局においてもこの問題はよく承知しているものと思われるが、私の調査では、奈良市は、これまでにも流域下水道維持管理負担金の支出に当たって、事前に過払額を把握することなく漫然と財務会計上の処理を行っていたという疑惑が発覚した。まして、監査委員の意見が付され、市議会でも意見書が採択された以後も同</p>	市長 企業局長



	<p>様であるとすれば、財務会計上の処理として適正さを欠くものであると指摘せざるを得ない。この事務に関する担当課において、第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額を把握することなく、すなわち過払額を把握することなく漫然と財務会計上の処理を行っているとすれば、当然ながら納税者においてもその実態を知り得ることは不可能であり、行政としても納税者に対して税の適正な使途について説明責任を果たすことができないであろう。</p> <p>これらを踏まえ、次の点について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、関係する担当課において、平成 29 年度における第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額及び過払額を算出し、把握した年月日について 2、関係する担当課において、平成 30 年度における第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額及び過払額を算出し、把握した年月日について 3、関係する担当課において、令和元年度における第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額及び過払額を算出し、把握した年月日について 4、一般市民において、平成 29 年度における第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額及び過払額を算出し、把握し得るに至った年月日について 5、一般市民において、平成 30 年度における第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額及び過払額を算出し、把握し得るに至った年月日について 6、一般市民において、令和元年度における第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額及び過払額を算出し、把握し得るに至った年月日について 7、仮に、関係する担当課において、各年度における第一浄化センターの維持管理費だけで計算した場合の負担額及び過払額を算出し、把握した年月日が、当該年度末以後であるときは、その理由（当該年度の決算の市議会への提出以後であるときは、その理由） 	
--	---	--

2、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例に基づく行政上の義務の履行確保手段の不備について	<p>平成 20 年 2 月 21 日、奈良市が、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和 58 年 12 月 13 日条例第 30 号）（以下「本件条例」という。）第 7 条（現第 9 条）に基づき、奈良市内においてパチンコ店を建築しようとする事業者らに対し、その建築工事の中止命令を発したが、事業者らがこれに従わないため、本件条例に基づく建築工事中止請求権を被保全権利として、事業者らに対して同工事を続行してはならない旨の仮処分を求めて奈良地方裁判所に申し立てた事案（以下「本件事案」という。）に関し、同裁判所はこれを却下した。</p> <p>国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、裁判所法第 3 条第 1 項にいう法律上の争訟に当たらず、これを認める特別の規定もないから、不適法である。このことは、本件事案よりも 6 箇年も前に示されていた最高裁判所平成 14 年 7 月 9 日第三小法廷判決（宝塚市パチンコ店建築中止命令事件）に従して明らかである。</p> <p>それにもかかわらず、奈良市は、上記のようにそれと同種の本件事案において不適法として却下されることが明白な仮処分の申立てを行うという、法務能力の欠如に起因するともいべき対応をとっていたことが明らかとなった。</p> <p>しかも、本件事案において仮処分の申立てが却下された後も法制所管部及び都市整備所管部においてその問題の本質を理解せず、本件条例に基づく行政上の義務の履行確保手段の不備を長期にわたって放置し続けていたのである。すなわち、本件事案において、奈良市は、事業者らに対し、民事手続による強制執行（司法的強制）を行うべく仮処分を申し立て、本件条例に基づく建築中止命令により事業者らが負うべき義務の履行を確保しようとしたものと思料されるところ、平成 14 年 7 月 9 日の時点で示されていた上記判例からも明らかのように、中止命令により事業者らが負う義務は不作為を内容とするいわゆる不作為義務であり、行政代執行法が対象とする代替的作為義務ではないから、この履行を確保する法的手段はないのであって、奈良市としては、本件条例による建築規制を実効的なものとするため、換言すれば、本件条例に基づく行政上の義務の履行を確保するため、建築中止命令のみを規定する本件条例第 9 条を相手方に代替的作為義務を課する除却命令や原状回復命令等を含めて規定するよう改正すべきであったのに、これを怠り続けていたのである。これは、明らかに条例の改正漏れである。</p> <p>これまでにも、条例の改正漏れについては、私から市長に対し、平成 30 年 4 月 16 日付け文書質問、同年 5 月 22 日の総務委員会及び同年 6 月 15 日の本会議な</p>	市長
---	---	----

どにおいても指摘してきたところであるが、今般、またしても私の調査で条例の改正漏れが発覚したことは遺憾である。

もちろんのことながら、条例の改正漏れについては、執行機関だけでなく市議会にもその責任があることは言うまでもないが、現在の市議会議員の多くは法律や行政の専門家ではないというのが実際のところである。この現実を踏まえれば、分野別に専門部署を設けて事務を分掌し、日常的に職務の遂行に当たって専門的な行政事務を直接担うべき市長及び各委員会等の補助機関たる職員において、行政法を始めとして法務能力を向上させ、市長及び各委員会等の適切な理解に基づく指導下に、これを行政実務に活かすことが期待され、本件のような条例の改正漏れについても絶無を期すことが求められるのである。

これらを踏まえ、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の改正の要否に関する認識と、不要と考える場合はその理由を伺いたい。また、市長及び各委員会等の補助機関たる職員の法務能力の向上に向けた今後の取組方針を回答されたい。

3、一般廃棄物処理の実態について	<p>平成 29 年 12 月 20 日付けで市長に行った質問（以下「当初質問」という。）に対して平成 30 年 1 月 15 日付けで発出された文書質問回答票の内容について、質問した事項に対して回答がない点や、事前に口頭でも詳細に質問の趣旨を説明したにもかかわらず理解されないまま回答されている点があるので、次の点について改めて質問する。</p> <p>なお、以下の項目に記載のある廃棄物対策課課長補佐とは、現在は生活環境課長に昇任している職員のことであることを付言する。</p> <p>また、当初質問に対する回答内容のように、法務能力の著しく不足した職員が起案した内容をそのまま文書質問回答票に記載して正式に発出されると、私の仕事が増える上に、奈良市政の劣化に繋がるので、回答に当たっては法務能力を具備した職員の助言を経ることをお勧めする。</p> <p>1、当初質問では「高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する場合であっても、収集業務において配慮される事情ではなく、日常生活上の介助者を付ける等の施策により補完されるべきであり、環境部局ではなく福祉部局に意見してもらいたいという廃棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて」質問しているにもかかわらず、「環境部において高齢者や心身障害者などのご家庭からのごみの分別について相談を受けた場合には、ご家族や介護事業者、介護ヘルパーの方等とごみの分別方法について打ち合わせを行う等の方法で対応を行っています。」との記載が文書質問回答票にあり、質問に答えていない。</p> <p>高齢者や心身障害者などから家庭ごみの分別について相談を受けた場合の対応を質問しているのではなく、高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する場合であっても、収集業務において配慮される事情ではなく、日常生活上の介助者を付ける等の施策により補完されるべきであり、環境部局ではなく福祉部局に意見してもらいたいという廃棄物対策課課長補佐の見解について、訂正すべき点があるかどうかについて質問しているので、改めて的確に回答されたい。</p> <p>なお、常識として、高齢者や心身障害者がその身体機能の衰えや認知能力の減退によって受けている日常生活上の制約の程度は様々であり、軽度の場合にも全て介助者を付することは社会的損失を招き現実的でなく、介助者を付けずとも収集業務において配慮することで十分に足りる場合があることなどを踏まえて回答されたい。</p>	市長
------------------	---	----

2、市民には高齢者や心身障害者など家庭ごみの分別に困難を要する者が必ず含まれることを踏まえ、家庭ごみの収集業務において配慮すべきであると考える事項について、奈良市は「必要に応じてご家族や介護事業者、介護ヘルパーの方と連絡を取り合い、分別方法にご理解いただくことだと考えております。」と回答した。

これに関して、当該内容の対応を必要とするかどうかの判断基準並びに家族や介護事業者、介護ヘルパーと連絡を取り合った過去の実績について、その案件数、案件別の頻度、相手方の本人との関係性、内容及び効果について回答されたい。

3、奈良市では、ごみ集積所の提供や管理など家庭ごみの収集業務について、自治会等の任意団体の協力によって遂行している地域があり、当該任意団体が、家庭ごみの徹底した分別や減量に善意で積極的に協力しようとするあまり、関係住民に対して、家庭ごみを排出する住民として通常想定される制約の範囲を超えて、必要以上に権利を制限し、又は義務を課すというような状況が作出されているという相談や苦情も多数の市民から寄せられている事情は、当初質問の際にも指摘したとおりである。

廃棄物対策課課長補佐が示す奈良市としての見解によれば、そのような状況があることについては奈良市においても把握しているものの、それは自治会等の任意団体において勝手に取り決めている事項であって奈良市としては関係なく責任もないということであったので、これを問題視して当初質問を行ったが、結局は奈良市としての回答も「自治会等の任意団体において自主的にごみ袋に名前を記入することを取り決めている事例があることは聞いているものの、市がごみ袋に名前を書いていないことを理由にごみを回収しないということはありません。」という似通ったものであり、当初質問の趣旨を理解し切れていないゆえであるかどうかは不明であるが、当初質問に対する回答としては失当であるというほかない。

たとえ自治会等の任意団体の判断で行われていることであるとしても、奈良市が当初質問で回答しているように、家庭ごみの収集業務の責務は本来的に奈良市が負うものであって、それを補完するものとして自治会等の任意団体の協力を通じて遂行しているのであるから、いずれの住民においても家庭ごみの収集業務の福利を受ける機会を奪われることは許されないという前提を踏まえれば、それを受けるために必要以上に権利が制限され、又は義務が課せら

	<p>れることも許されないのであって、奈良市としては関係なく責任もないとする奈良市の見解は無責任極まりないものであると評価せざるを得ない。</p> <p>当該任意団体が、家庭ごみに名前を書くように取り決めたりしたとしても、家庭ごみの収集業務は本来的に市行政の責任として法律に規定されているのであるから、奈良市の責任において適正な取り扱いが確保されなければならないのではないかという問題意識に留意して、改めて的確に回答されたい。</p>	
--	---	--

4、ごみ収集車へのドライブレコーダーの設置について	<p>ごみ収集車の運転に当たっては安全を第一とするよう再三にわたって申し入れてきたところであるが、ごみ収集車による事故が絶えず、その運転の態様について市民からの苦情も多い。奈良市は、事故が発生する度に、再発防止策として安全運転のための職員向けの講習を実施するなどという説明を繰り返してきたが、実効性に疑問がある。</p> <p>ごみ収集車にはドライブレコーダーが設置されておらず、実際に事故が発生した際や事故が発生しそうになった際に、当時の運転の状況を事後的に検証することもできない。</p> <p>ドライブレコーダーの設置は、費用が比較的低額である一方で、事故が発生した際などに当時の運転の状況を事後的に検証することに資するだけでなく、運転を担う職員に対して交通ルールの遵守や安全運転への動機付けにも寄与するという多くの利点がある。</p> <p>そこで、奈良市環境部が管理所有するごみ収集車及び奈良市が一般廃棄物収集業務を委託している事業者が使用するごみ収集車については、その全てにドライブレコーダーを設置することとし、運転を担う職員に対して交通ルールの遵守や安全運転への動機付けを図るとともに、事故が発生した際などには、その記録を当時の運転の状況を事後的に検証するための資料として用いるべきであると考える。</p> <p>この点に関する見解及び今後の方針を回答されたい。</p>	市長
---------------------------	--	----

受付日	令和 3年 2月 8日
送付日	令和 3年 2月 9日